

湖南広域消防局NET119緊急通報システム利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湖南広域消防局NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、NET119とは聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができる携帯電話、スマートフォン等の通信機器をいう。以下同じ。）を利用して、湖南広域消防局の通信指令施設へ緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 聴覚、音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害等により、音声で会話することが困難である者で、湖南広域消防局管内（草津市、守山市、栗東市および野洲市）に在住、または在勤もしくは在学の者

(2) その他湖南広域消防局長（以下「消防局長」という。）が特に必要があると認める者
(登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者は、NET119緊急通報システム利用登録・変更・廃止申請書（別記様式）を消防局長に提出しなければならない。

(登録審査および通知)

第5条 消防局長は、前条に規定する申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者情報を登録するものとする。

2 消防局長は、登録の旨を申請者のメールアドレスに送信し通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式に必要事項を記載し、消防局長に提出しなければならない。

(1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

(2) 利用するインターネット端末を交換したとき。

(3) 利用登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

(1) 前条第3号の規定による利用登録の廃止の申請があったとき。

(2) 虚偽、その他不正な手段による申請であることが判明したとき。

(3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。

(利用料)

第8条 NET119の利用料は無料とする。ただし、NET119の登録および緊急通報に伴う通信費用は、登録者の負担とする。

(個人情報の取扱い)

第9条 個人情報については、湖南広域行政組合個人情報保護条例（平成17年湖南広域行政組合条例第1号）その他の関係法令を遵守し、利用者に関する情報の適正な管理および保護に努め、目的外の利用は行わないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防局長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 消防局長は、NET119の利用に係る登録の申請その他必要な行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。